



中国新型コロナ関連ニュース

「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見(三)」 執筆者:野村 高志、張 翠萍、東城 聡

始めに

中国の最高人民法院は、新型コロナウイルス性肺炎感染症流行(以下「本件感染症流行」といいます。)の拡大を受けて、影響を受ける民商事分野について、これまで4月16日及び5月15日の2回にわたって、それぞれ、「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(一)」(以下「本件指導意見(一)」)といひます。)及び「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(二)」(以下「本件指導意見(二)」)といひます。)を公布してきました¹。本件指導意見(一)は、よく問題となる不可抗力などの争点について整理をし、不可抗力規則の適用ルールなどといった総論的な指針を明確にしました。本件指導意見(二)は、それを受けて、契約、金融事件や破産事件について実務的かつ詳細な規定を設け、どちらかという、国内事件に着眼する内容でした。

それに対し、先日6月8日に公布された「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見(三)」(以下「本件指導意見(三)」)といひます。)は、涉外関係に目を向けて、涉外商事海事紛争の審理に係る方針を明確にするために出された指導意見です。

日本の会社及び日系会社もその対象となるため、留意する必要のある指導意見となっています。

本件指導意見(三)は次の8項目から構成されています。

- 一、訴訟当事者について
- 二、訴訟証拠について
- 三、時効及び期間について
- 四、法律の適用について

¹ [「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見」\(西村あさひ法律事務所中国ニューズレター2020年5月15日号\)](#)

[「新型コロナウイルス性肺炎感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見\(二\)」\(西村あさひ法律事務所中国ニューズレター2020年6月15日号\)](#)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

- 五、渉外商事事件の審理について
- 六、運送契約事件の審理について
- 七、海事海商事件の審理について
- 八、訴訟のグリーンルートについて
- 九、香港・マカオ・台湾に関わる事件の審理について

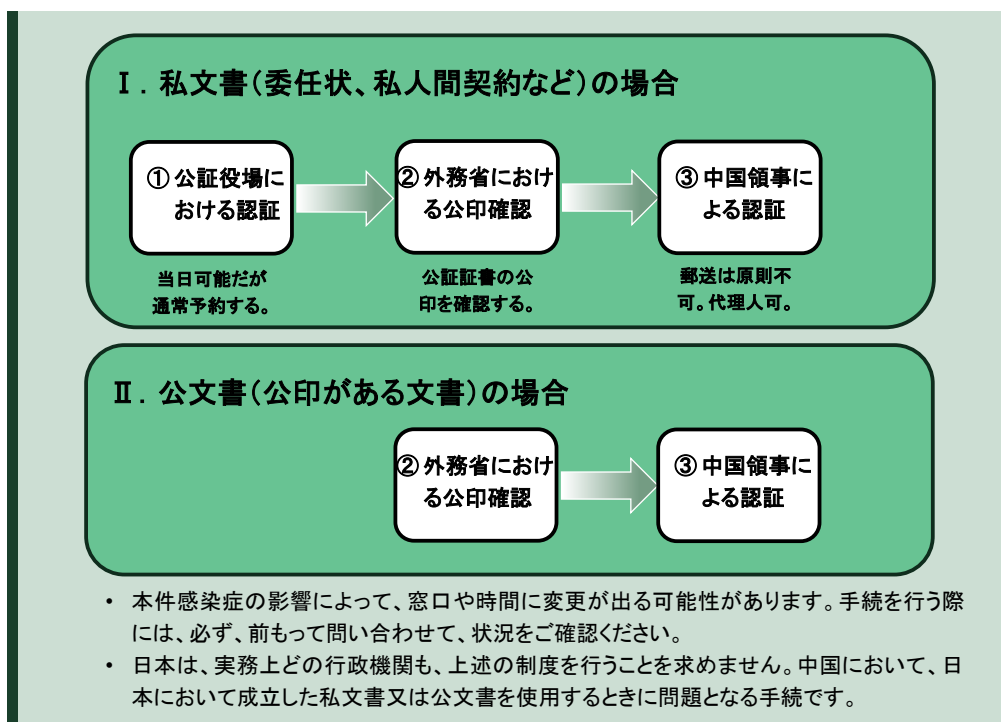
1. 「訴訟に関連する内容」について

(1) 訴訟当事者について

(i) 公証、公印確認、領事認証について

中国²の民事訴訟手続に、日本の法人が原告又は被告として参加するのであれば、当該法人の存在を証明するために法人の登記事項証明書(原本)を中国の人民法院に提出する必要があります。また、一般的には中国の弁護士に委任をするケースが多いと思いますが、この委任状(原本)も中国の人民法院に提出する必要があります。

ここで問題になるのは、中国の領域外で発行された法人の登記事項証明書や委任状については、中国の民事訴訟手続上、発行元所在国での①公証又は／及び②公印確認並びに③中国領事の認証(又は中国と発行元の所在国と締結した条約所定の証明手続)という手続が必要となる点です³(以下、下記の図のⅠ及びⅡの手続をまとめて「公印確認・領事認証手続」といいます。)



日本の裁判所では、上述の図のⅠもⅡも採用していないため、私文書であっても公文書であっても、外国の文書の翻訳を付して提出して、あとは裁判官の自由心証に任せることとなります。中国の人民法院は、外国の当事者であり、かつ、偽造の委任状が使われるリスクが高いという考え方を前提として、公印確認・領事認証手続を採用していますので、委任状のような私文書を提出する際にはⅠの手続を、会社の登記事項証明書のような公文書を提出するにはⅡの手続を経る必要があります。

①の手続では、私人間で作成した書面について、サインすべき人間がサインしているという点を公証人に認証してもらうことになります。中国の領域外で発行された委任状はこの①の手続が必要となります。一方、登記事項証明は公印の押された公文書ですので不要です。

この公証人の認証では、代表者本人が公証役場に赴くことができない場合には、授權を受けた代理人が公証人の面前で署名及び押印が会社の代表者本人のものであることを自認して認証する方法(代理自認)を採ることも可能です。

² ここでは、香港、マカオ及び台湾を除く中国本土を指します。

³ 中国民事訴訟法(2017年改正)第264条及び中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈(法釈[2015]5号)第523条ご参照

その後、②の手続となります。外務省に、公証認証又は登記事項証明等の公文書の公印について、公印確認(公印が真正であることを証明すること)をしてもらうこととなります。

③の手続は、領事認証手続、即ち、②で行われた日本国外務省の証明が真正であるということを日本に駐在する中国領事館の領事が証明する手続となります。

このような手続を全て行うのに、比較的早いケースで 4 営業日程度、通常は10営業日程度かかるのが一般的です。こうした日本側における手続も本件感染症流行又は感染症流行の防止・抑制措置(以下「本件感染症流行など」といいます。)の影響を大きく受けています。例えば③の領事認証は、6月中旬まで業務が止まっていました。

(ii) 本件指導意見(三)の内容

本件指導意見(三)第1条は、本件感染症流行などによって、公印確認・領事認証手続が遅れることで、外国当事者の身分を証明するための登記事項証明書などの書類及び中国の領域外で発行された委任状⁴(①の公証役場による認証の公印に対して②及び③の手続を実施)を提出できず、延期を申し入れた場合には、人民法院はこれを許可した上で、事情を総合考慮して延長する合理的期間を確定するものとしています。

(2) 訴訟証拠について

中国の領域外にて形成された証拠(以下「域外証拠」といいます。)の提出について、本件指導意見(三)第2条は、本件感染症流行などの影響を受けてやはり延期を申し入れた場合に、人民法院は直ちに許可するのではなく、一定の説明を求めて審査の上、許可し、挙証期間を適切に延長するものとしています。なお、延長された挙証期間は、その他の当事者にも適用されます。

ここでご留意いただきたいのは、2020年5月1日までは、域外証拠については、私文書や公文書を問わず、すべて公印確認・領事認証手続(私文書については、上述の①の公証役場による認証の公印に対する同手続)が求められることが圧倒的に多く、外国の訴訟当事者にとって相当重い負担となっていたことです。しかし、「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定」の2019年の改正⁵で、明文の規定をもって、公印確認・領事認証手続を要する域外証拠が、全ての証拠⁶から「公文書証」や「身分関係に係る証拠」に縮小され、しかも、「公文書証」に必要な手続は従来の公印確認・領事認証手続から、「提出元の所在国の公証機関の証明」(日本の場合、上述の図の②の公印確認手続のみと思われます。)又は中国と提出元の所在国と締結した条約所定の証明手続に簡素化されました⁷。外国の訴訟当事者にとっては大きな朗報といえるのではないのでしょうか⁸。

この点、本件指導意見(三)第3条は、中国の領域外において形成された公文書証について、本件感染症流行などの影響を受けて上記の公証又は関連する証明手続をすることができない場合において、依然として証拠質疑が実施できる点を定めるとともに⁹、証拠質疑の結果、要証事実と無関係と判断された場合においては挙証期間の延長を認めない点を明確にしています。

(3) 訴訟時効及び時効期間について

中国の領域に住所を有しない当事者は、答弁書の提出及び控訴の申立の期間は30日とされています。但し特別な場合には、この期間は延期できるとされています。本件指導意見(三)第4条では、本件感染症流行などを理由とした延期を許可することとされています。期間は諸事情を斟酌して決定されます。

また、日本企業の関心の高い外国仲裁の中国における承認・執行については、本件指導意見(三)第5条では、2年間の時効期間の最後の6か月内に、当事者が本件感染症流行などを理由とする時効停止の主張を人民法院が支持するとされています。

(4) 訴訟の特別ルートについて

本件指導意見(三)第18条は、本件感染症流行と関連する渉外商事海事紛争などの事件審理について、特別ルート(原文では

⁴ 中国領域内で発行される委任状は、公証・認証手続を行う必要がなく、その委任状への署名は中国裁判官での立会又は中国の公証機関での公証を経ていれば認められます(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院の解釈(法釈[2015]5号)第525条及び第526条ご参照)。

⁵ 2019年12月25日公布、2020年5月1日施行

⁶ 「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定(2001年版)第11条ご参照

⁷ 「民事訴訟証拠に関する最高人民法院の若干の規定(2019年改正)第16条ご参照

⁸ ただし、実務上、中国の領域外にて形成された私文書(とりわけ陳述書など)については、真実性立証などに関連づけて依然として公印確認・領事認証手続(及びその前提となる公証役場による認証)が求められる可能性が否めないものと思われます。

⁹ これは、「第二回全国渉外商事海事審判業務会議紀要」の印刷・発布に関する最高人民法院の通知(2005年12月26日公布、施行)第39条第2項を踏襲しています。

「绿色通道」)を確立してインテリジェント法院を運用して、オンラインとオフラインを有機的に結合して、区域をまたぐ訴訟サービスを最適化することなどを奨励しています。

中国は、これまで、「人民法院情報化建設五年発展計画(2016-2020)」¹⁰において2017年の全体建設の完了及び2020年の人民法院情報化3.0バージョンの深化・完全化に係る建設任務を打ち出しました。また「国家情報化発展戦略綱要」¹¹及び「『十三五』国家情報化計画」¹²においてインテリジェント法院の建設に係る全体的な要求を提出し、さらには、2017年4月12日に「インテリジェント法院の建設の加速化に関する最高人民法院の意見」(法発[2017]12号)を公布するなどして、インターネットやAIなどのIT技術等の活用による訴訟の便利化及び効率化を推進してきました。本件感染症流行を機に、インテリジェント法院の建設が一層加速化され、その運用もさらに広がると思われます。

2. 「法律の適用」について

(1) 不可抗力の適用に関して

本件指導意見(三)第6条は、中国国内法が適用される場合の不可抗力規則の具体的適用について、4月16日の「新型コロナウイルス感染症流行に関わる民事事件の法による適切な審理に係る若干の問題に関する指導意見」(一)に従うことが明記されています¹³。

また、中国領域外の法律が適用される場合には、適用される域外法における不可抗力規則と類似する成文法の規定又は判例法の内容を正確に理解・適用しなければならず、中国の不可抗力に関する規定をもって域外法の類似する規定を理解してはならないとしています。

(2) 抵触規範に関して

本件指導意見(三)第7条は、まず国際条約の適用がある事項に関しては、最高人民法院の司法解释¹⁴、民法通則¹⁵第142条等に基づいて、中国が締結又は加盟する国際条約と中国の民事法律との間で異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用するとします¹⁶。

国際条約が規律していない事項については、中国の抵触規範に従い適用すべき法律を確定するとされています。抵触規範とは、国際私法上、涉外的私法関係における事件の解決にあたり、適用されるべき法律を選択・決定する法律です。中国では「涉外民事関係法律適用法」¹⁷、日本では「法の適用に関する通則法」¹⁸が挙げられます。

(3) ウィーン売買条約などとの関係に関して

同7条は、「国際物品売買契約に関する国際連合条約」¹⁹(以下「ウィーン売買条約」といいます。)に関して、一定の言及をしています。ウィーン売買条約第11条(書面によらず口頭契約であっても有効に成立することを規定)の留保は既に撤回されているものの、同条約第1条(b)号はなお留保されていることを明確に注意喚起しています。同条約第1条(b)号は、異なる国に営業所を有する当事者間の物品売買契約について国際私法の準則によって締結国の法が適用される場合に、ウィーン売買条約が適用されるとの規定です。

中国はウィーン売買条約締結国ですが、他方当事者の営業所の所在国がウィーン売買条約の締結国ではない場合で、抵触規

¹⁰ 2016年2月22日公布、施行

¹¹ 2016年7月27日公布、施行

¹² 2016年12月25日公布、施行

¹³ 詳細について、[「新型コロナウイルス感染症流行に関わる民事事件の審理についての指導意見」](#)(西村あさひ法律事務所中国ニューズレター2020年5月15日号)ご参照

¹⁴ 涉外民事関係法律適用法に関する解釈(法釈[2012]24号)第4条

¹⁵ 主席令第37号2009年改正

¹⁶ なお、国際条約に定めがない場合、国際慣例を適用できるとされています。

¹⁷ 主席令第36号2011年施行

¹⁸ 平成18年法律第78号

¹⁹ 中国は1988年発行、日本は2009年発行(平成20年条約第8号)

範に基づいて中国法又はその他のウィーン売買条約締結国²⁰が適用されるときに、ウィーン売買条約が適用されるという規定の採用を留保しているわけです。

また、ウィーン売買条約は第4条で、当該条約は、売買契約の成立並びに売買契約から生じる売主及び買主の権利及び義務についてのみ規律するとされています。特に契約の有効性及び売却された物品の所有権について契約が有する効果に適用されないことは明文中で定められており、本件指導意見(三)でもそのことがわざわざ再確認されています。つまり契約の有効な成立、有効な存続といった問題、又は所有権の移転時期や所有権留保の効果については、上述の抵触規範に従い適用すべき法律を確定することになります。

また、ウィーン売買条約の適用される案件において、本件感染症流行などの影響を理由として責任の一部又は全部の免除を主張した場合には、同条約第79条の免責事項の適用を受けることになります。

3. 「渉外商事事件の審理」について

(1) 信用状に関して

信用状は、貿易支払の方法として発行されるものです。一度発行されると、原因となる貿易取引と完全に独立して取引されます(独立抽象性)。そして、銀行は売買される商品の専門知識がなくとも書類のみを取引して、書類のみで判断をすることになります。書類の有効性について銀行は責任を負いません。その代わり必要な所定書類と信用状の内容は完全一致している必要があります(厳格適合性)。

本件指導意見(三)第8項は、こうした信用状の独立抽象性及び厳格適合性を改めて指摘しています。その上で、信用状に関する最高人民法院の規定²¹が受益人が悪意で貨物を引き渡さない場面を信用状詐欺の一形態としてあげているところ²²、「本件感染症流行などにより貨物を引き渡せない場面」と、上述の詐欺の場面を厳密に区別して審査すべきことを明確にしています。

また、信用状に関する国際商業会議所の「荷為替信用所に関する統一規則および慣例」(UCP600)を適用する場合においては、不可抗力と銀行が引受又は買取を行わない場合に関する規定を正確に適用する必要がある点を強調しています。

(2) 独立保証状

本来、保証は、原因となる売買契約やそれに付随する取引と独立しておらず、原因となる売買契約などが消滅すると付随して証明するという付随性が存在します。

しかし、独立保証状に関する最高人民法院の規定²³は、付随性をもたず、請求されたら保証人(保証状発行者)は保証状の文言どおりに支払を行うという独立保証状²⁴を規定しています。同規定第1条によれば、独立保証状とは、銀行又は非銀行金融機関が発行者として書面により受益者に発行し、受益者が支払を請求し、かつ、保証状の要求に適合する証憑を提出した場合において特定の代金又は保証状記載の上限金額の範囲内での支払を承諾するものです。本件指導意見(三)第9条は、こうした独立信用状の独立性及び厳格適合性を改めて指摘の上、独立保証状に関する最高人民法院の規定に基づき独立信用状の詐欺を厳格に認定すべきことを強調しています。

また、独立保証状には国際商業会議所の「ICC 請求払保証に関する統一規則」を適用する旨が記載されている場合には、同規則第26条の不可抗力の規定及び相応する期間延長制度の規定を正確に適用する旨を規定しています。

4. 「運送契約事件」について

(1) 本件感染症流行による診断隔離で運送路線を変更した場合に関して

契約法²⁵第291条規定のとおり、運送人は、契約の約定の、又は通常運送路線に従って貨物を約定の場所に運送する必要があります。しかし、本件感染症流行が発生した場合において運送人が診断・隔離といった対応が必要となったために運送路線

²⁰ 本件指導意見(三)では、国際連合国際商取引法委員会のオフィシャルサイトで確定するとされています。

²¹ 「信用状紛争事件の審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」(法積[2005]13号)

²² 同規定第11条及び第8条

²³ 「独立保証状紛争事件の審理に係る若干の問題に関する最高人民法院の規定」(法積[2016]24号)

²⁴ 英語では demand guarantee、つまり請求払保証と同様の概念です。

²⁵ 1999年施行(主席令第15号)

を変更した場合には、これを証明し、既に荷送人に通知しているときには、運送人の義務違反とは認定されません(本件指導意見(三)第10条)。

(2) 本件感染症流行などによる引渡遅延に関して

また、本件感染症流行などによって発送地又は到達地に通行禁止又は通行制限の防止・抑制措置を生じたために、運送路線の変更、積み卸しの制限等が生じ、よって引き渡しの遅延がもたらせた場合には、運送人はこれを証明する証拠を提供し遅滞なく荷送人に通知していれば、運送人は相応する責任の免除を主張できます(本件指導意見(三)第11条)。

5. 「海事海商事件」について

本件指導意見(三)第11条から第17条まででは、詳細にわたって本件感染症流行などによる影響と船舶、運送等に関する規定が置かれています。専門的な分野であり、かつ、内容も詳細にわたっているので内容は添付の翻訳に譲ります。但し、以下の点は特に注意が必要と思われる。

(1) 海商法に関して

海上の輸送関係及び船舶関係を調整するための法律である海商法²⁶第90条は、積荷港にいる船舶が出航前に不可抗力又は運送人に帰責性のない事由で契約が履行不能になった場合には、双方は契約を解除でき、相互に賠償責任を負わないとしています²⁷。

本件指導意見(三)第12条では、本件感染症流行などによる解除可能な場面を具体的に次のように列挙しています。

- (i) 合理的な期間内に必要な船員及び物資を配備することのできないとき。
- (ii) 船舶が積出港又は目的港に到達できないとき。
- (iii) 船舶が一旦積出港又は目的港に進入した場合には、正常な航行又は停泊を継続できなくなる時。
- (iv) 積出港又は目的港の所在する国又は地域により、貨物が一時輸出入禁止の範囲に組み入れられたとき。
- (v) 陸路運送が妨げられたために、荷送人が合理的な期間内に貨物を積出港の埠頭まで運送できないとき。
- (vi) その他運送人及び荷送人の責に帰すことのできない理由により契約が履行不能になったとき。

(2) コンテナ使用期限を徒過した場合の使用料に関して

本件感染症流行などによって、積み荷の輸送に使うコンテナの使用期間が過ぎても継続して使用する必要がある場合には、荷受人又は荷送人が追加の費用を負担しなければならない状況が生じます。こうした負担が過度にならないように、本件指導意見(三)第14条は、人民法院においてまずは協議で解決するように進めた上で、協議が不調の場合には、一般的に同種²⁸のコンテナの再調達価格を延滞費用の上限として判断するように求めています。

(3) 随意に貨物運送船舶の寄港作業の禁止制限及び14日隔離等の措置の禁止に関して

本件指導意見(三)第17条は、港を経営する港湾経営企業が、本件感染症流行などを理由として、自己の判断で勝手に貨物運送船舶の寄港作業の禁止制限及び14日隔離等の措置をすることを厳格に禁止するとしています。

6. その他

香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区に関わる本件感染症流行と関連する商事海事紛争等の事件を審理する場合には、本件指導意見(三)を参照して執行するとされています。

²⁶ 1993年施行(主席令第64号)

²⁷ 更に、別途合意がある場合を除いて、運送費が既に支払われているときには、運送人は運送費を返還するものとし、貨物が既に積み荷されている場合には、荷送人は積み荷費用を負うものとされています。

²⁸ 「同種」とは、「その時点にその場所において」と解されています(2020年6月16日付、本件指導意見(三)に関する最高人民法院関連責任者による記者への回答(<https://www.chinacourt.org/index.php/article/detail/2020/06/id/5305995.shtml>))ご参照)。

7. さいごに

これまで発表された三回にわたる指導意見は、本件感染症流行などによる中国国内外のビジネスや契約関係に大きな影響を与えるものです。本件感染症流行は、一時は中国ではコントロールされていましたが、再び北京市など一部の地域で感染が拡大している傾向が見られました。また、日本のみならず世界的にはまだ拡大が続いている地域も多い状況です。こうした状況が、皆様がビジネスの中で対峙する具体的事例において、これらの指導意見のいう「本件感染症流行など」にあたると思われる場合には、これらの指導意見を参照すれば何らかの有利な指針が得られることが多いのではないかと考えられます。

以 上



のむら たかし
野村 高志

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 上海事務所代表
ta_nomura@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。2001年より西村総合法律事務所に勤務。2004年より北京の対外経済貿易大学に留学。2005年よりフレッシュフィールズブルックハウステリング法律事務所(上海)に勤務。2010年に現事務所復帰。2012-2014年 東京理科大学大学院客員教授(中国知財戦略担当)。2014年より上海に駐在。

中国内外の M&A、契約交渉、知的財産権、訴訟・紛争、独占禁止法等を主に取り扱う。ネイティブレベルの中国語で、多国籍クロスボーダー型案件を多数手掛ける。

主要著作に「中国での M&A をいかに成功させるか」(M&A Review 2011 年 1 月)、「模倣対策マニュアル(中国編)」(JETRO 2012 年 3 月)、「中国現地法人の再編・撤退に関する最新実務」(「ジュリスト」(有斐閣)2016 年 6 月号 (No.1494))、「アジア進出・撤退の労務」(中央経済社 2017 年 6 月)等多数。



ちよう すいひょう
張 翠萍

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
c_zhang@jurists.co.jp

2004年中国律師登録、2011年外国法事務弁護士(中国法)登録。1999-2010年8月、糸賀・曾我法律事務所等を経て、中倫律師事務所にてパートナーを務め、2010年9月より現職。中国対外経済貿易大学国際戦略投資研究センター専門家顧問委員会委員等を務める。

日中間の投資・M&A、企業法務、労働法務、クロスボーダー取引法務、事業再生/倒産、契約交渉及び紛争解決、不動産開発及び医療・医薬分野等を主な業務分野としている。

主要著作に「中国における訪問販売の事業展開について～日系企業初のライセンス取得も踏まえて～」(国際商事法務 Vol.42 No.9(2014年9月号))、「アジア進出・撤退の労務-各国の労働法制を踏まえて」(中央経済社 2017年6月発行)、「個人情報保護法制と実務対応」(商事法務 2017年12月発行)等多数。



とうじょう さとし
東城 聡

西村あさひ法律事務所 弁護士
sa_tojo@jurists.co.jp

米国系コンサルティング会社勤務を経て、2008年弁護士登録。

2008-2012年ブレイクモア法律事務所、2012-2016年高井・岡芹法律事務所 上海代表処首席代表、2016-2019年瓜生・糸賀法律事務所 上海代表処首席代表としての勤務を経て、2020年1月より現職。

中国業務を中心として、新規投資、リストラクチャリング、不正調査・防止業務、会社法・労働法対応を通して日系企業を支援する。

* 外国法共同事業を営むものではありません。

当事務所の中国プラクティスは、日本と中華人民共和国間の国際取引および中国内の法務案件にとどまらず、香港・台湾・シンガポール等の中華圏やその他の国・地域に跨るクロスボーダーの国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、対日・対中投資、企業買収、契約交渉、知的財産権、コンプライアンス、独占禁止法、ファイナンス、労働、訴訟・紛争等の取引について、豊富な実務経験のある日本および中国の弁護士が中心となってリーガルサービスの提供を行っています。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく最新の法務関連情報を発信することを目的として発行しております。

東京事務所 中国プラクティsteam

〒100-8124 東京都千代田区大手町 1-1-2
大手門タワー
Tel: 03-6250-7234 Fax: 03-6250-7200
E-mail: eap@jurists.co.jp
URL: <https://www.jurists.co.jp>

北京事務所

〒100025 北京市朝陽区建国路 79 号
華貿中心 2 号 写字楼 4 層 08 号
Tel: +86-10-8588-8600 Fax: +86-10-8588-8610
E-mail: info_beijing@jurists.jp

上海事務所

〒200040 上海市静安区南京西路 1601 号
越洋広場 38 階
Tel: +86-21-6171-3748 Fax: +86-21-6171-3749
E-mail: info_shanghai@jurists.jp